

【ポータルメッセージ施行】

ス 号 外
令和2年8月24日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長
(公 印 省 略)

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応のQ&Aについて（通知）
このことについて、令和2年5月28日付けで通知した新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校再開に向けてのQ&Aを更新したので通知します。

【 担 当 】

スポーツ健康課・学校保健給食班	大宮司
スポーツ健康課・学校体育班	一 條
教職員課・県立学校人事班	早 坂
高校教育課・教育指導班	菊 田
高校教育課・学校経営・生徒指導班	三 宅
高校教育課・キャリア教育班	長 田
特別支援教育課・指導班	菊 池

【電子メール施行】

ス 号 外
令和2年8月24日

各市町村教育委員会学校教育主管課長 殿

宮城県教育庁スポーツ健康課長
(公 印 省 略)

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応のQ&Aについて（通知）
本県の学校教育の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、別添写しのとおり県立学校に通知しましたので承知願います。

【 担 当 】

スポーツ健康課・学校保健給食班	大宮司
スポーツ健康課・学校体育班	一 條
教職員課・県立学校人事班	早 坂
高校教育課・教育指導班	菊 田
高校教育課・学校経営・生徒指導班	三 宅
高校教育課・キャリア教育班	長 田
特別支援教育課・指導班	菊 池

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応のQ&A（県立学校向け）

（令和2年8月24日付 ※5月28日Q&Aの更新版）

スポーツ健康課（ス）
教職員課（教）
高校教育課（高）
特別支援教育課（特）

【掲載事項】

- 1 特に重要な活動指針について
- 2 保健管理等・新型コロナウイルスの感染症の対応等について
- 3 心のケア等について
- 4 学習活動・修学旅行等の学校行事の実施について
- 5 部活動について
- 6 職員サービス等について
- 7 時差登校等について
- 8 その他について
- 9 特別支援教育に関すること

主に参考とする通知文書

【高校教育課 教育指導班】

- 令和2年5月20日付け高第110号

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について（通知）」

【別添写し】令和2年5月15日付け2文科初第265号

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」

https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

【高校教育課 学校経営・生徒指導班】

- 令和2年4月21日付け高号外

「新型コロナウイルスに係る風評等について（通知）」

【参考資料】令和2年4月16日付け2初健食第3号

「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について（通知）」

https://www.mext.go.jp/content/20200421-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

- 令和2年4月24日付け高号外

「新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の生徒の心のケアについて（通知）」

【根拠資料】令和2年4月23日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について」

https://www.mext.go.jp/content/20200423-mxt_kouhou01-000004520_7.pdf

【スポーツ健康課】

- 令和2年5月21日付け 文部科学省事務連絡

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校 及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関する（webにて時点更新）

https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 令和2年8月6日付け 文部科学省通知

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」※含む別添資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- 令和2年4月1日付け ス第30号

令和2年度 当初の時期における学校活動の留意点等について（通知）

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/787641.pdf>

- 令和2年6月4日付け ス号外

新型コロナウイルス感染症予防対策と感染に係る対応等のチェックリスト ※更新予定

- これまでの文科省通知

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html#a002

新型コロナウイルス感染症予防対策について

1 特に重要な活動指針について

更新・●印・下線部が新規・修正等

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当	旧No.
更新	1-1	○ 学校における感染予防対策について	<p>○ 感染リスクはゼロにならないことを前提に、感染症予防を徹底しつつ、学校生活を継続する。</p> <p>○ 文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（時点更新）を参照する。</p> <p>○ 「新しい生活様式」を徹底するとともに、生徒・保護者、教職員が協力して取り組む。</p> <p>○ 学校にウイルスを持ち込ませない事を前提に、家庭の協力を得るとともに、登校時の検温や健康観察を徹底する。</p> <p>○ 感染防止対策の基本を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い ・マスク着用 ・距離確保 ・消毒 <p>● 登校時の健康観察は、継続して実施する。ただし、地域の感染レベル1の場合は、登校後のSHRや職員打合せにおいて、一斉に健康チェックを行うなど、各校の生徒の実態にあわせた対応も可とする。</p> <p>● 感染予防対策は、新型コロナウイルス感染症の収束やワクチンの接種が十分に行き渡る時期まで継続を想定している。</p>	ス	0-1
更新	1-2	○ リスクチェックリストの扱いについて	<p>● 日頃からの、予防対策の確認に活用する。</p> <p>● 風邪症状や体調不良が生じた生徒及び職員の記録は、配布済みのチェックシート（C-3）に記録し、感染の発生に備えた準備を継続する。</p> <p>● 感染が確定した場合、第1報の連絡と同時に、C-3のシートをスポーツ健康課学校保健給食班宛に、メール又はポータルメッセージで送信する。</p> <p>● 濃厚接触者に特定された際は、接触範囲について教職員からの情報を基に、概ねを把握する。感染が認められた際に、保健所から情報提供を求められる場合もあるため、状況に応じて対応すること。</p>	ス	2-1
更新	1-3	● 学校で感染者が確認された場合の対応について	<p>○ 4月1日の県教委の通知の別添5を確認のこと。</p> <p>● 行動自粛の期間を経て、現在はPCR検査の受検も多くなってきているため、PCR検査を受検する生徒・職員については、所定のチェックシートの送付及び、県教委に一報する。判定後の対応については、その状況をみて、別途指示する。※Q&A1-4参考</p> <p>● 6月4日送付のリスクチェックシートを参照のこと。（8月更新予定）</p> <p>○ 4月13日付け、総号外「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応等について（通知）」とその一部改正（4月24日付け総号外）</p>	ス	2-14

新型コロナウイルス感染症予防対策について

更新	1-4	○ 保健所から感染者等の情報提供は、学校にあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常、本人（保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされる。 ● PCR検査等により陽性が判明した場合、保健所から学校に連絡される。 ● 陽性（患者）と判明した場合は、以下の対応の助言を得ること。 <ul style="list-style-type: none"> ①本人の状況と今後の対応の助言 ②学校の生徒、職員の対応の助言 ③学校の消毒対応の助言 ④学校以外への感染拡大の傾向 <p>○ 学校においても、感染者、濃厚接触者については、本人、保護者から情報を得ること。</p>	ス	2-11
新規	1-5	● 地域の感染レベル変化やみやぎアラートにより、感染の恐れが高まった場合の対応はどうか	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の対策本部会議において、新たに「みやぎアラート」が定められた。学校の学習活動においては令和2年8月6日付け文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の地域の感染拡大「レベル1～3」を基準としている。 ● 県教委では、県衛生部局の「みやぎアラート」の状態等を参考に、学校活動の「地域の感染レベル」を判断し、状況に変化がある場合に通知する。 ● 県内の感染者の居住地域や感染の広がりにより、市町村の行政対応に差が生じることもある。各学校においては、近隣のり患者発生の状況を注視すること。 	ス	
更新	1-6	○ 教室の収容人数についてはどうか	<p><u>レベル1の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的距離を可能な限り確保（1m程度）するように座席配置を行うこと。 ○ 普通サイズの教室においては40人程度の教育活動は可能する。 	ス	0-2
更新	1-7	○ 屋内（屋外）における集会についてはどうか	<p><u>レベル1の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の感染レベルに応じた身体的距離の確保に努め、適切かつ十分な感染予防対策を行った上で実施可能とする。 ● 適切かつ十分な感染症予防対策とは <ul style="list-style-type: none"> (1)「新しい生活様式」に準じていること (2)風邪症状等の感染の恐れのある児童生徒及び職員等を含めないこと。 (3)可能な限り、予防対策を講じていること。 <p>（手洗い、3密の回避、マスク着用 <u>「大声」に注意等</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不特定多数（学校外部者）を含めない全校集会は可とするが、引き続き感染拡大のリスクを減らすように配慮する。 <p>（参考）令和2年5月28日通知の添付資料 宮城県における新型コロナウイルス感染症対策 P7 ステップ③7月10日～屋内 収容率50%以内 上限5000人</p>	ス	0-3

新型コロナウイルス感染症予防対策について

更新	1-8	○ 屋内における体育的行事についてはどうか	<p>レベル1の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運動を伴う行事は、体育の授業の取扱いと同様とする。 ● 熱中症等の恐れがある場合は、マスクを外すようにする。 ○ 収容人数を調整する等、特に3密状態及び大声に十分注意する。 ○ 十分な身体的距離（1～2m）をとること。 ○ 令和2年5月26日の宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部による「宮城県における新型コロナウイルス感染症対策について」により、段階的に対応すること。 	ス	0-4
更新	1-9	○ 校内に保護者や地域の人が来校する行事について	<p>レベル1の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適切かつ十分な感染症防止対策を講じること。 ● 来校者の、氏名、住所、連絡先等を明確にする。 <p>参考：新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等を活用する。R2.6.19</p> <p>内閣官房</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外部からの来校者には、検温を行い、体調不良がないことを確認する。 ○ 令和2年5月26日の宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部による「宮城県における新型コロナウイルス感染症対策について」により、段階的に対応すること。 <p>（参考）7月10日以降「特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大きな発声を伴う活動については、十分な身体的距離をとり、飛沫による感染が伴わないように十分な対策をとること。 	ス	0-5
更新	1-10	○ 移動を伴う行事について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年5月28日付けス第144号学校再開後の各種教育活動実施の目安について（通知）を参照のこと。 ● 地域の感染レベル1の場合は、十分な感染症対策を行い実施可とするが、移動先の感染状況に応じて慎重に計画する。 ● 地域の感染レベル2の場合は、中止を前提とすること。 	ス	0-6

2 保健管理等・新型コロナウイルスの感染症の対応等について

分類	No.	質問事項	回答	担当	旧No.
	2-1	○ 濃厚接触（者）の捉え方について	○ 患者と同居，あるいは長時間の接触があった者。 ○ 適切な感染防護服なしに，患者を診察，看護・介護していた者。 ○ 患者の気道分泌液もしくは，体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。 ○ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で，必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者。 （患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）	ス	2-7
更新	2-2	○ 感染者とつながりがある，生徒や職員の対応について。	○ 必要を判断し，職員は自宅待機（職専免），生徒は出席停止として，健康観察を行う。 ①感染者と濃厚な接触があった場合 →自宅待機とし，コールセンターの指示をうける。 ②感染者と接触があったが濃厚ではない場合 →健康観察を行い，様子を見る。兆候が見られた場合は自宅待機し，コールセンターの指示を受ける。 ③感染者が勤務する施設等に立ち入った際 →健康観察を行い，様子を見る。	ス	2-8
	2-3	○ 感染者が出た場合の情報公開はどのようにすればいいか。	○ 個人が特定されないように留意しながら，情報を公開する。 ○ 公表については，県教委へ報告ののちに，別途指示する。 ○ 誹謗中傷やいじめにつながらないように，校内及び地域の状況に配慮し対応する。	ス	2-12
更新	2-4	○ 生徒の通学路や学校の周辺（例えば近くのコンビニ等）に，感染者の関係する施設等がある場合，どう対応すればいいか。	○ 保護者に情報の事実を伝えるとともに，基本的な感染防止対策を励行させ，健康観察に努める。 ● 店舗等の感染拡大が報道等により，公に認められた場合は，店舗名等を知らせることはできるが，正しい情報と確認できない場合は，伝えない。	ス	2-26
	2-5	○ 熱がない風邪症状でも，出席停止にするのか。	○ 学校長の判断とする。 ○ 症状が疑わしい場合は，自宅待機として，経過観察ののち判断する。	ス	2-15
更新	2-6	○ 発熱した生徒が解熱した後の扱いについて	○ 文科省では，地域の感染状況により，解熱後は出席させるとしている。 ● 本県としては，専門家からの助言を受け，解熱後3日健康観察してから登校させるとするが，医師の許可を得ていれば，3日間の健康観察の必要はない。	ス	2-19

新型コロナウイルス感染症予防対策について

	2-7	○ 受診・相談の基準が変わり，生徒に明確な数値的な基準が示せないが，どうすればよいか。	○ 5月8日厚生労働省の事務連絡を参照。発熱は個人差もあり，今後は風邪等症状の申し出があれば，自宅待機を行う。保護者と相談して待機させる。 ○ 生徒指導上，体温を数値で示すことが必要であれば，例えば，校内の基準として体温を指定する事も考えらる。その際は職員が数字に捕らわれないように，保護者と十分に相談して対応する。	ス	2-18
更新	2-8	○ 日常の消毒の方法と具体的な場所について	● 6月4日文部科学省の事務連絡を参照。 ○ 共用物や多く人が手を触れるドアノブ，取っ手，手すり，スイッチ等を1日1回以上，消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等で拭く。 ○ 界面活性剤を含む家庭用の洗剤（食器用，洗濯用，住居用）も可。 ※ 次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水は，違うものなので注意する事。 ● 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は行わないこと。 ● 児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせせないこと。	ス	2-3
	2-9	○ 校内の清掃活動について校内のゴミ処理については，通常通り，清掃活動時に生徒に処理させてもよいのか。また，教員が担当した方がよいのか。もしくは，ゴミ箱の撤去なのか。	○ 高校生が掃除を行うことは可能。 ○ 窓やドアを開放する，換気扇を作動させる等換気を行う。 ○ マスクを着用し，清掃後は石けんと流水で手洗いを行う。 ○ 特にトイレの清掃やゴミ処理は，マスクと手袋（都度消毒がなされているもの）（めがねがあれば望ましい）を着装し，清掃後に石けんと流水で手洗い等をしっかり行う等の感染対策をすること。 ○ 職員についても同様。	ス	2-5
更新	2-10	○ 体育館の清掃はどのようにすると良いか。	○ 通常の清掃（モップがけ）でよいが，体育館を利用する生徒等には，床に触れた後の石けんと流水で手洗いを励行させる。 <u>令和2年8月6日付け文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」Ver.3 P23～参照</u>	ス	2-6
新規	2-11	● マスクの着用に関することについて	● <u>令和2年8月6日付け文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」Ver.3 P32～参照</u>	ス	

新型コロナウイルス感染症予防対策について

新規	2-12	● フェイスシールド等とマスク着用の関係について	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本はマスクを着用する。(メガネもあるとよい) ● フェイスシールドはその形状や用途が様々である。例えば頭に装着するタイプは相手からの飛沫を防ぐためのものであり、口元を覆うタイプは、装着者の口からの飛沫拡散を防ぐものであるため、用途に合わせて使い分けをすること。 ● エアロゾル感染も指摘されており、マスクと同様の効果をフェイスシールドに求めることは間違いである。 ● 職員の指導場面や生徒の参加場でマスクを外すことも必要となる場合もあるので、用途に応じた活用をすること。 	ス	
	2-13	○ マスクの着用が必要になるが、手作りマスクを着用するにも限界があるため、その調達方法はどうすればよいか。(消毒薬や体温計)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県教委から学校再開に向けて、各校にマスクを忘れた生徒分を配布した。 ○ マスクを購入できない生徒には、生徒自身手作りマスクを作成させ、洗濯して継続利用させる等の対応が考えられる。 ○ 不足物品は学校毎に購入することになるが、購入に支障がある場合は、高校教育課の管理運営班に連絡のこと。 	ス	2-21
更新	2-14	○ 保健室での、風邪や熱の症状がある生徒への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を行いながら、症状がある生徒は自宅で休養させる。 ○ 学校の状況により、待機する別室が用意できる場合は設置する。別室が用意できない場合は、距離をあげ、仕切りを設ける等の配慮を行う。 	ス	2-16
	2-15	○ 発熱症状が出た生徒用のベッドを確保した方がいいのか。また、寝具等の消毒をどのようにしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 症状のある生徒を長時間学校に留めてはおけないため、一時的に留まる別室を用意する。ない場合は保健室を使い、保健室の機能を職員室へ移すなどの工夫も考える。 ○ 寝具は共用とせず、洗濯を行う。 	ス	2-20
更新	2-16	○ 健康診断や各種検診の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例年6月末までとされているが、令和2年3月19日付文科省事務連絡により、令和3年3月末まで実施が延長されている。 ○ 学校医と相談の上、できるだけ早めに実施すること。 ○ 校医と相談の上、学校行事計画と調整して変更する。 ○ 年度末まで実施することについては、県医師会に依頼済。 ● 手洗い、咳エチケット等の徹底及び3密を避ける感染予防対策を行うこと。 ● 実施時期や実施方法等について、学校医等と十分連携し、共通理解を図る。 ○ 校医関係で支障がある場合は、スポーツ健康課まで問い合わせのこと。 	ス	2-17

新型コロナウイルス感染症予防対策について

更新	2-17	○ 健康診断の際の器具の消毒について。	○ 共用にあたるものは、消毒することを基本とする。 ○ アルコール消毒ができない場合は、使用後に石けんで手を洗うこと。 ● 検査に必要な器具等を適切に消毒する。	ス	2-4
新規	2-18	● エアコン使用時の換気について	● 室内の2か所（5～10cm）を開けておくこと。	ス	
	2-19	○ 来校者対応のSC・SSW相談室や職員室等のビニールシートやアクリル板等の設置基準はあるか。	○ 基準はない。 ○ 飛沫が心配される場合は設置しても良い。	ス	2-25
	2-20	○ 県のコールセンターとはどこか。	○ 新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口コールセンター （一般電話 健康相談窓口） 022-211-3883 022-211-2882 （受付時間 24時間 令和2年8月21日現在）	ス	2-9

3 心のケア等について

分類	No.	質問事項	回答	担当	旧No.
更新	3-1	○ 心のケアについては、どのように対応すればよいか。	<p>○ 生徒はこれまで、抑制的な生活を強いられており、一見元気そうに見えても、学びや暮らし等に不安を持ち、様々なストレスを抱えていることが想定される。</p> <p>○ よって、すべての生徒が何らかの悩みや問題を抱えているという前提で接することが必要であり、健康相談やスクールカウンセラー等による支援とともに、教育活動に取り組む際には、徐々に通常を取り戻すなどの配慮が求められる。</p> <p>○ また、気になる生徒、不応適及び問題行動の生徒等については、ケース会議等により指導の方向性を確認し、教職員で情報共有しておくとともに、問題行動等をとる生徒に関わる際には、コロナ禍や長期にわたる臨時休校が影響している可能性も考慮しながら、生徒の心情に寄り添った対応を心がけたい。</p> <p>○ なお、生徒や保護者等には、SCやSSWが扱える案件の例を示したり、学校への配置日等を予め周知したりするなど、相談体制の利便性に配慮し、生徒や保護者が困難を一人で抱え込まないように、丁寧な対応をお願いする。</p> <p>○ さらに、特に長期休業や連休の前などは、学校外の相談機関についても、折に触れ生徒及び保護者に周知するよう配慮されたい。</p>	高	3-1
更新	3-2	○ 生徒への虐待防止の観点から、生徒の心身の状況の把握や心のケア等にはどのように対応すればよいか。	<p>○ 3か月に及ぶ長期の休業により在宅時間が大幅に増加したことで、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の生徒等、虐待のリスクが高まったケースが想定される。</p> <p>○ 学校にあっては、文部科学省の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和元年5月9日）」や「学校現場における虐待防止に関する研修教材（令和2年1月23日）」を確認するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、虐待の早期発見に努めていただきたい。</p> <p>○ もし虐待の兆候があった場合や虐待が疑われる情報が入った場合は、児童相談所又は市町村への通告や警察への通報など、当該生徒の安全を確保するよう適切に対応願いたい。</p>	高	3-2
	3-3	○ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。	<p>○ 令和2年5月21日付け文科Q&Aの間26の回答及び令和2年4月21日付け高号外「新型コロナウイルスに係る風評等について」を踏まえ、感染者及びその関係者等並びに医療従事者とその家族等への不当な偏見、差別やそれらに係る情報の発信・拡散は決して許されないことを十分に指導ください。</p>	高	3-3

4 学習活動・修学旅行等の学校行事の実施について

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当	No.
	4-1	○ 感染の不安による欠席が要望された場合、欠席扱いとしないとするが具体的な対応はどうか。	○ 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校の運営方針について理解を得られるよう努める。 ○ その上で、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、生徒の不利益とならないよう、欠席扱いとはしないこととする。 ○ その場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。	高	0-7
	4-2	○ 各教科・科目の指導計画を見直す際に、学習内容を精選するとは、具体的にどうすることか。単位数を変更したり、学習内容を減らしたりすることか。	○ 学習指導要領で定められた学習内容については、減じることはいない。 ○ 各教科・科目の指導計画の見直しに当たっては、まずは学校として育成したい資質・能力を検討・確認の上、それに基づき、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、学校で行うべき学習活動を重点化、到達目標の達成に必要な学習活動の選別、指導順序の入れ替え等を行う等が考えられる。 ○ 学校として、年度当初に設定した達成すべき教科・科目の目標を見直すことはあり得る。 ○ よって、年度当初に計画していた単位数を安易に減じたり、学習指導要領で定められた学習内容を減じたりすることではない。 (5/15付け文部科学省通知p. 3, 4) (5/20付け高第110号通知2)	高	4-1
	4-3	○ 教科横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう、教育活動や時間の配分等を検討するとともにとあるが、具体的にどのようなことが考えられるか。	○ 例えば、公民科と家庭科でともに消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任等の消費者教育を行う際に、公民科ではその単元の評価の観点を知識・理解に重点をおき、家庭科ではその単元の評価の観点に関心・意欲・態度や思考力・判断力・表現力の育成に重点を置くなどしながら、互いに補完することで配当時間を削減することなどが考えられる。なお、その場合でも、履修すべき単元をそれぞれの教科で割愛することの無いよう留意すること。	高	4-2
	4-4	○ 長期休業中や土曜日において、感染拡大防止策及び生徒・職員の負担を考慮し、オンライン授業を授業の代替として扱ってもよいか。	○ オンライン授業を通常の授業の代替として扱うことはできない。 ○ オンライン授業等のICTを活用した学習活動は、学校における指導の充実を最大限図った上での補完的な取組であることに留意すること。 (5/15文部科学省通知p. 6)	高	4-3

新型コロナウイルス感染症予防対策について

	4-5	○ ICTを活用したオンライン授業等を実施する場合、著作物の利用について著作権上留意することは何か。	○ 「授業目的公衆送信補償金制度」が4月28日施行され、授業等の教育目的での著作物利用について、今年度は無償で行えることとなった。なお、申請については、県教委で一括して行ったところである。 ○ 利用する場合は、次のガイドライン等を参照し、改正著作権法の範囲内での利用となるよう注意すること。 ※ 「改正著作権法第35条運用指針（令和2年度版）」 ※ 令和2年4月24日付け「平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A」 ※ 「2020年度補償金制度利用に関するFAQ」	高	4-4
更新	4-6	○ 定期考査等を中止にした場合、就職等で夏季休業明けに仮評定等が必要になる3年生の成績は、どのように算出したら良いか。	○ 定期考査の実施については、法的根拠はないことから、実施時期の見直しも含めて、弾力的に対応願う。 ○ 定期考査に代って生徒の学習の到達度を測る手段としては、提出課題の内容の分析や小テストの結果等が考えられるが、定期考査は生徒にとって学習評価の重要な要素であることから、別のもので代替する場合には、事前に十分に周知しておくことが必要である。 ○ 評価の際には、単に提出物の提出回数や小テストの結果のみで成績を付けることのないよう、観点別評価の視点に立ち、授業での取組状況の観察や提出物の内容や日々の授業の中で把握した学習状況の分析等も踏まえながら、総合的に判断願いたい。 (5/21付け文部科学省Q&A 問76)	高	4-5
	4-7	○ 感染への懸念から保護者判断で登校させない場合、必要な手立てを講じた上であれば、他の生徒と同様に評価を行って良いか。	○ 必要な手立てを講じ、同様に評価して良い。ただし、本人と保護者に内容等について説明するなど予め理解を求めておくことが必要である。	高	4-6
	4-8	○ 前期での単位認定科目があるが、終了した時点での認定としてよいか。	○ 認定については、適切な時期としてよい。	高	4-7
	4-9	○ 福祉や看護の実習を行う際の留意点は何か。	○ 校内で人との接触を伴う実習の場合は、事前に体調を確認する、飛沫感染を防ぐ、接触時間の短縮等の対応が必要である。 ○ 校外での実習の実施については、地域の感染状況を踏まえた上で、学校が判断してよい。ただし、生徒・保護者及び実習先からの合意を得た上で実施するものとし、感染防止対策に万全を期するものとする。 (5/21付け文部科学省Q&A 問38, 39, 78)	高	4-8
	4-10	○ 校内外で販売実習を実施してよいか。	○ 地域の感染状況を踏まえた上で、学校が判断してよい。 ○ 実施に当たっては感染防止対策の徹底とともに、生徒・保護者の合意を得ることが必要である。 (5/21付け文部科学省Q&A 問78)	高	4-9

新型コロナウイルス感染症予防対策について

	4-11	○ 特別活動（ホームルーム活動，生徒会活動，学校行事）の教育課程での扱いについてはどうしたらよいか。	<p>○ 特別活動は，各教科・科目等での学習成果を実際に活用しながら，人間関係の形成，社会参画及び自己実現などの観点から，生徒が社会で自立するために必要な資質・能力を，実践をとおして身に付ける極めて重要な学習機会であるとともに，高等学校における教育においても，キャリア教育の要であり，かつ道徳教育の中核とされるなど，教育課程上極めて重要な位置付けがされている。</p> <p>○ 特に，現在のように，将来への見通しが不透明で，様々な不安と直面している状況は，まさに特別活動で身に付ける資質，能力が求められるときであるとも考えらる。</p> <p>○ よって，各校にあっては，学校の開始が遅れる中であっても，特別活動の到達目標の達成に向けて，ホームルーム活動，生徒会活動及び学校行事を適切に実施することが必要である。</p>	高	4-10
	4-12	○ 特別活動実施上の留意点は何か。	<p>○ 学校再開に当たっては，今年度実施できるホームルームの時数や学校行事等を踏まえ，今年度の具体の到達目標（身に付けさせる資質・能力）を見直すとともに，その達成に最低限必要な学習という観点から，ホームルーム活動，生徒会活動及び学校行事の各活動等の目的を見直し，その精選を図るなど，効果的・効率的な教育課程の実施ができるよう年間指導計画の見直しと教員間での共有に留意願う。</p> <p>○ また，ホームルーム活動については，教科担任制を実施している高等学校にあっては，特にホームルーム担任と生徒との関係形成に必要な時間となることから，週1時間の実施を維持できるよう十分な配慮をお願いする。</p> <p>○ 学習活動の計画に際しては，課題や反転学習等を活用するなど家庭での学習を最大限生かしながら，教師と生徒との関わり合い及び生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習，学校でしか実施できない活動等に重点を置くなどの工夫が考えられる。</p> <p>○ 指導計画の見直し，活動や行事の精選に際しては，新型コロナウイルス感染症の感染防止という観点に十分に留意するとともに，学習活動の実施に当たっては，感染防止のための十分な手段を講じること。</p>	高	4-11
更新	4-13	○ 文化的行事を行う上での時期，内容の制限は何か。	<p>○ 文化祭等の文化的行事についても，各校における当該行事で生徒に身に付けさせる資質・能力などの目的などを踏まえ，地域の感染レベルが1以下であるなど，感染状況，会場，参加人数，来場予想人数等を基に，感染防止の観点からも内容の是非及び必要な感染防止策を検討した上で，慎重に判断願う。</p> <p>○ また行事の準備等においても十分な感染防止策をとることが求められる。</p> <p>● なお，【本Q&A 1－9】の，「校内に保護者や地域の人々が来校する行事について」を参照のこと。</p>	高	4-12

新型コロナウイルス感染症予防対策について

4-14	○ 宿泊（校内合宿，県内施設での宿泊，県外施設での宿泊）を伴う教育活動が認められる条件は何か。	○ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ，宿泊施設を含め感染の防止に十分な対応をとるなど適切な教育活動の整備が必要である。 ○ 校内合宿であれば，合宿中の活動内容，県内及び県外での宿泊であれば，活動内容に加えて宿泊先や移動で通過する地域の感染状況等を勘案しながら判断願う。	高	4-13
4-15	○ 修学旅行・研修旅行については，どのように扱えばよいか。	○ 修学旅行は，生徒が，教科等の学びを深めたり，多様な文化や価値観等に触れたりすることができる，貴重な学びの機会である。 ○ 【本Q&A1-10】の「移動を伴う行事について」を参照のこと。 加えて，次の点にも十分に配慮願いたい。 ○ 実施の可否については，業者や研修先と連携し，移動経路を含む旅行先の感染状況等の情報収集に努め，感染防止の観点を最優先として，適切に判断願う。 ○ 判断にあたっては，保護者の納得が得られるよう，企画料を含めたキャンセル料の発生条件等について保護者に周知した上で，実施の可否等について改めて保護者の意向を確認するなど，十分な検討及び保護者への丁寧な説明をお願いしたい。 ○ なお，現段階では，今年度実施の修学旅行のキャンセル料の補填に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することは予定されていないので注意願いたい。 ○ 今後の修学旅行や研修旅行の契約については，キャンセル保険加入についても，保護者の意向を踏まえるなどしながら，十分に検討願いたい。	高	4-14
4-16	○ 海外研修は年度内は禁止されるのか。解禁されることはありうるのか。	○ 海外研修については，国内の修学旅行以上に慎重な判断が必要であると考える。現在は，外務省から全世界に危険情報レベル2が発出され，不要不急の渡航を控えることが求められている状況にあるとともに，日本からの渡航者・日本人に対する入国制限及び入国・入域後の行動制限が行われており，海外での研修は不可能と判断される。 ○ 今後についても，旅行先の状況，外務省の海外安全情報や渡航者に対する入国制限等の実施状況，帰国の際の検疫体制の強化，国内移動の際の安全性等の状況を十分に踏まえ，業者と連携してしっかりと情報を収集し，折々に参加予定生徒及びその保護者に情報を提供しながら，慎重に検討願う。 ○ なお，キャンセル料の発生に備えた保険の加入についても，保護者の意向を確認しながら，積極的に検討願う。	高	4-15

新型コロナウイルス感染症予防対策について

	4-17	○ 夏季休業の短縮を考えたとき、夏季休業中に当初予定していたオープンキャンパスを実施することはできるか。	○ 中学生の進路選択方法において、オープンキャンパスの実施の意義は大きい。実施については、地域の感染状況、会場、参加人数、来場予想人数等なども踏まえ、感染防止の観点から安全が確保できることを確認の上、実施してよい。 ○ その場合には、感染防止策を講じて、万全を期すること。	高	4-16
更新	4-18	○ ボランティア活動の要請に対しての参加制限は設けるのか。	○ 活動の時期・地域、参加者、内容及び感染防止への対応等を確認の上、各校の教育目標等を踏まえ、当該活動の要否を判断願う。 ○ なお、活動地域等の感染レベルが1以下であるなど、社会的状況を踏まえて判断願う。	高	4-17
	4-19	○ インターンシップや外部講師を活用した講習会、企業からの学校訪問等を実施してよいか。	○ 地域の感染状況を踏まえ、感染防止の観点から実施内容を検討し、企業等からの承諾を得た上で、実施の可否について判断願う。 ○ また、実施するにあたっては、参加する生徒・保護者の合意を得るものとし、企業等に対しては感染防止の対策を講ずるよう依頼するなど、感染防止に万全を期すること。	高	4-18
更新	4-20	○ 就職試験の解禁日など、就職に関するスケジュールはどうか。また、応募前企業見学への生徒の参加は可能か。	○ 就職に関するスケジュールについては、推薦及び選考開始日を1ヶ月遅らせることになった。 ○ 応募前見学については、学校再開以降、感染防止の観点から実施内容を検討し、企業見学実施の可否を判断願う。 ○ また、実施するにあたっては、参加する生徒・保護者の合意を得るものとし、企業に対しては感染防止の対策を講ずるよう依頼するなど、感染防止に万全を期すること。	高	4-20
	4-21	○ 生徒のアルバイトに対する規制・指導の指針をどのように考えるか。	○ 新型コロナウイルス感染防止という趣旨を踏まえれば、アルバイトは避けるのが望ましいものとする。 ○ ただし、各家庭の家計状況等を勘案し、一律に禁止せず、保護者と必要性と共に安全性の確保等について話し合いながら、許可することも考えらる。	高	4-21
	4-22	【体育の授業全般について】 ○ 体育の授業前後に関わることで、留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。	○ 共用する用具の消毒。 ○ 健康観察を十分に行う。長期にわたる臨時休業に伴う運動不足、体力低下が考えられるので、丁寧な確認が必要。 ○ 手洗いの励行。手洗いをする時間を確保する。 ○ 3つの密（密閉・密集・密接）を避けるよう配慮する。 (例：着替え、移動、用具の準備・片付け等)	ス	4-22

新型コロナウイルス感染症予防対策について

更新	4-23	<p>【体育の授業全般について】</p> <p>○ 体育の授業中に留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>○ 健康観察，けがの有無等の確認を十分に行う。長期にわたる臨時休業に伴う運動不足，体力低下が考えられるので，丁寧な確認が必要。</p> <p>○ 3つの密（密閉・密集・密接）を避けるよう配慮する。 （例：集合，整列等）</p> <p>○ 身体接触や互いに近接する活動を極力控える。</p> <p>○ 大声での応援や掛け声，ハイタッチ，握手，補助等による身体的接触は避ける。</p> <p>○ 用具（ボール等）を使用する場合は，手で目や鼻，口等を触らない。</p> <p>● 用具の共用を極力控える。消毒が難しい用具（マット等）を共用する場合には，グループごとに使用する用具を限定するなど，感染リスクの低下に努める。</p> <p>○ 汗ふきタオルや水分補給の水筒等の共用はしない。</p> <p>○ 十分な距離を取っている場合，マスクの着用は不要であると考えられる。</p> <p>○ 見学する生徒にはマスクを着用させ，生徒間の距離を1～2 m以上確保するよう指導する。（熱中症予防の配慮が必要。日陰で見学させる。必要に応じて生徒間の距離を2 m以上確保する。）</p>	ス	4-23
	4-24	<p>○ 「体づくり運動」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>○ 個人で取り組める運動を選択する。（例：ストレッチ体操，筋力トレーニング，なわ跳び等）</p> <p>○ 互いの間隔を取る等，生徒が密集しないような活動形態を考慮する。</p> <p>○ 用具は共用しないことが望ましい。</p>	ス	4-24
	4-25	<p>○ 「器械運動」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>○ 器具（マット，鉄棒，平均台，跳び箱）を共用する内容のため，単元の配列を変更し，実施時期を遅らせる。</p>	ス	4-25
	4-26	<p>○ 「陸上競技」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>○ 互いの間隔を取ることにより，用具の共用が生じない種目は実施可能。 （例：短距離走，ハードル走等）</p>	ス	4-26
	4-27	<p>○ 「水泳」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>○ 3つの密（密閉・密集・密接）の状態を避けるよう配慮する。（例：更衣室の使い方，プールの中及びプールサイドで密集しない等の配慮が必要）</p> <p>○ 健康診断が未受診のことも考えられるので，健康観察の徹底，家庭との連携，保健調査票等により，生徒の健康状態やプール入水の可否を確実に把握する。</p>	ス	4-27

新型コロナウイルス感染症予防対策について

4-28	○「球技」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。	<p>○ 集団的技能に係る内容については、単元の配列を変更し、実施時期を変更することが考えられる。</p> <p>○ 個人的技能の習得については、場の設定や運動の内容を考慮した上で行うことは可能。（例：サッカーのドリブルやリフティング、バレーボールの直上パス、バスケットボールのボールハンドリングやその場ドリブル、バドミントン等のラケットの素振り等）</p> <p>○ 個人的技能に係る内容を取り扱う場合には、用具を共用しないことが望ましい。活動後の用具の消毒、手洗いをしっかり行う。</p>	ス	4-28
4-29	○「武道」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。	<p>○ 柔道については、身体接触及び畳を共用することから、単元の配列を変更し、実施時期を遅らせる。</p> <p>○ 剣道については、用具（竹刀・防具）の数が豊富であり、共用を避けることが可能であれば、体さばきや素振り等を行うことは可能。気合や大声での掛け声を避ける。</p>	ス	4-29
4-30	○「ダンス」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。	○ 互いの間隔を取るにより、個人で踊る内容であれば可能。	ス	4-30
4-31	○「保健分野」の授業で留意すべきこととしてどのようなことが考えられるか。	<p>○ 年間計画を入れ替える等、できるだけ早期に感染症予防に関する指導の機会を設定するとともに、授業においては、校種に応じた指導の在り方を工夫する。</p> <p>【高等学校】 「現代社会と健康」において、現代の感染症とその予防について指導。</p>	ス	4-31
4-32	○ 限られた時間での給食指導に、水道の蛇口の数に限られている状況で、手洗いの徹底は難しい。各自でおしぼりを用意したり、ウェットシート等の活用による配膳指導は可能か。	<p>○ 流水と石鹸での手洗いが基本である。</p> <p>○ 流水での手洗いができない場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬の使用が考えられますが、給食当番等配食をする児童生徒を優先する等の時間に差をつけたり、特別教室の水道の蛇口を使用したり、基本的な手洗いができるように時間や場所の確保を願う。</p>	ス	4-32
4-33	○ 学校で実施することが義務づけられている活動はどうすればいいか。	<p>○ できるだけ時期をずらして実施するよう検討願う。</p> <p>○ 実施できない場合は、趣旨を紙面にまとめて、クラス担任や一斉放送などの方法で指導すること。</p> <p>対象：交通安全指導、薬物乱用防止教室 等</p>	ス	4-33

5 部活動について

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当	旧No.
新規	5-1	● 部活動（運動部・文化部）の実施について。	レベル1 ● 新しい生活様式で示されている感染予防対策及び、各活動の特性による各中央協会や専門部等が示す感染予防対策を実施して活動する。 ○ 生徒の健康状態や体力を考慮する。 ● 風邪症状が見られる者は活動に参加させない。 ○ 本人、保護者に説明し理解を得て活動する。 ○ 部活動のガイドラインの範疇で行う。 ● 感染が継続または拡大している地域へ遠征等は控えること。 レベル2 ● 活動を自粛する。また感染リスクの高い活動は活動停止とする。 レベル3 ● 活動停止とする。	ス	5-1
更新	5-2	○ 練習試合や大会への参加をどのようにすれば良いか。	○ 大会・発表会への参加及び宿泊を伴う活動については、 <u>本人の健康状態と保護者の考えを確認して行う。</u> ○ 会場への移動等、大会におけるスポーツ活動以外の場面も含め、学校として、生徒・教師等の感染防止対策を行うこと。 ○ 会場内において、待機場所での休憩・飲食時や更衣室、会議室の利用時など3密を避けるよう指導する。 ○ 大会の開催については、「新しい生活様式」を実践し、必要以外の関係者参加は十分な検討が必要である。 ※7月下旬以降は、5月28日に発出した「学校再開後の各種教育活動実施の目安について（通知）」を参照のこと。	ス	5-2
更新	5-3	○ 部活動を行うに当たり、活動を始める前に注意する点はどんなことか。（学校・顧問）	○ 健康状態の確認等は生徒に任せるのではなく、顧問や部活動指導員が把握する。 ● 十分な準備運動等を行い、ケガの防止に努める。 ○ 手洗いの時間を設定し徹底させる。 ○ 屋内での活動の場合は、出入り口や窓を開放し、換気しておく。 ○ 使用する用具の消毒を行う。 ○ 部室・更衣室の使用は短時間で済ませ、3密を防ぐ。 ○ 汗ふきタオル、水分補給等の水筒は生徒が各自準備する。	ス	5-4

新型コロナウイルス感染症予防対策について

	5-4	○ 部活動中、どのようなことに配慮しながら練習したらいいか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3密を避けるよう、活動場所及び活動時間の分散等の配慮をし、短時間で効果的な活動を行う。 ○ 十分な身体的距離を確保できる人数で活動する。 ○ こまめな手洗いと水分補給を行う。 ○ 必要以上に大声を出すような活動は避ける。 ○ 用具を使用する場合は、手で目や鼻、口等を触らない。 ○ 用具の共用は極力控える活動になるよう工夫する。 ○ 個人的技能習得を中心とした活動から段階的にゲーム練習等を取り入れていく。 	ス	5-5
新規	5-5	● 宿泊を伴う合宿の留意事項について	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分な感染症対策を行い、「新しい生活様式」に準じて計画する。 ● 健康管理を徹底し、体調が優れない場合は参加させない。 ● 途中で体調が崩れた場合は、医師の診察を受ける、保護者に引き渡す等の対処をする。 ● 相部屋の就寝の場合、少なくとも1m以上の距離をとる。あるいは交互に顔が近づかないように、頭部と足部が逆にするなどの配慮をする。 ● 入浴時や談話室等の利用時も、感染予防にゆるみがでないようにする。 ● 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にする。 	ス	

6 職員服務等について

分類	No.	質問事項	回答	担当	旧No.
	6-1	○ 教職員から次のような質問が出た場合。 「明らかな陽性ではなく、感染が疑われる場合、どのような対応が考えられるか？」 ※陽性反応が出る前の感染者と会食した、あるいは会食に同席した人とさらに別の会食で同席した等のケース	<ul style="list-style-type: none"> ○ まずは、新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口（コールセンター）に相談すること。感染疑いのある者と接触があった場合に、最終接触日の翌日から14日間、所属長が自宅待機を命じたときは、職専免の手続きをとること。 ○ ただし、教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、特別休暇の対象となる。また、保健所や帰国者・接触者相談センターから外出しないことを求められたときも、特別休暇の対象となる。 ○ なお、感染の不安により勤務を休みたい等、感染を疑うに足る具体的な事由がない場合は、年次有給休暇で対応することが妥当と考えられる。 	教	6-1
更新	6-2	○ 臨時休校期間中の在宅勤務制度はいつまで可能なのか。	○ 6月1日の学校再開後も、それぞれの学校において、全児童生徒が登校及び全日活動の対象となった日の前日まで学校長の判断で可能とした。（令和2年5月27日付け教第163号「『県立学校の学校再開に向けた対応等について』に係る県立学校職員の服務管理について」）	教	6-2

新型コロナウイルス感染症予防対策について

	6-3	○ 時差出勤についてはどういう対応が可能か。	○ 県立学校管理規則28条の規定により、勤務時間の割振は学校長が行うことになっていることから、所属長による勤務の割振変更は、可能だと考えるので、適切に対応願いたい。ただし、勤務時間の割振については、あらかじめ職員に対して明示する必要があること、恣意的、突発的に割振することはできないことに注意すること。	教	6-3
修正	6-4	○ 土曜日に授業を行うため、職員を出勤させることは問題ないか。	○ 適切に週休日の振替等を行うのであれば、可能である。 週休日に勤務を割り振るのであれば、学校職員の勤務時間条例第5条及び学校職員の勤務時間規則第3条の規定に従い、週休日の振替等を行うこととなるが、振替等を行う期間については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応業務のために土曜日等の休業日に勤務する場合の週休日の振替等について」（令和2年3月19日付け教第447号）で通知しているとおおり、勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から16週間後までの期間内で割振りすることとしているので、適切に対応願いたい。	教	6-4
	6-5	○ 会計年度職員への対応の留意点をまとめて教えて欲しい。	○ 非常勤講師については、令和2年4月8日付教職員課県立学校人事班事務連絡で対応願う。その他の会計年度任用職員に関しては総務課職員人事班で対応する。	教	6-5

7 時差登校等について

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当	旧No.
	7-1	○ 時差登校について、令和2年5月15日付ス第126号によれば、「当面、各校の実情に応じて、時差登校等の対応を工夫する」とあるが、レベル1である場合、時差登校の必要性はどの程度なのか。	○ 「学校の新しい生活様式」にも示されているように、公共交通機関利用の際には、できるだけ乗客の少ない時間帯に利用する（時差登校）等の対応は感染予防として重要であると記載されている。 ○ 各学校の地域や生徒・保護者の実情により、判断願いたい。 （文部科学省「学校の新しい生活様式」参照）	高	7-1
	7-2	○ 時差登校の場合、通常の登校時間に登校してはいけないという指導が必要なのか。	○ 通勤時間と通学時間をずらすことで、感染の予防及び拡大の防止を図るという観点から、通常の登校時間に登校することは望ましいとは言えない。 ○ ただし、保護者や公共交通機関の都合等、やむを得ない場合については、感染予防について保護者と十分に確認するなどしたうえで、登校させることはあり得る。	高	7-2
	7-3	○ 時差登校を指示しても、指示した時間に登校できない場合はどうするのか。	○ 通学手段により、登校できない場合や遅刻する場合については、学校の実情に合わせて対応いただきたい。 ○ 特に、公共交通機関の都合で、登校時間を遅らせるのが難しい場合、感染の予防及び拡大の防止を図るという観点から、保護者の理解を得られるよう説明を尽くしていただくようお願いする。 ○ また、保護者の仕事の都合などにより、時差登校が困難な場合は、通常の登校時間に登校するなど、指示した時間よりも早く登校させた場合は、感染予防対策を十分に行って、教室や別室で待機することが考えられる。	高	7-3
	7-4	○ 保護者の送迎による生徒が多く、時差登校では保護者の送迎が困難になる場合、かえって公共交通機関を利用することでリスクが高まると考えられるが、このような場合も時差登校は行わなければならないのか。	○ 感染の予防及び拡大の防止を図るという観点から、保護者の理解を得られるよう説明を尽くしていただくようお願いする。 ○ ただし、保護者の仕事の都合などにより、時差登校が困難な場合は、通常の登校時間に登校させ、感染予防対策を十分に行って、教室や別室で待機することが考えられる。	高	7-4
	7-5	○ 帰宅する時間についても、時差下校とするのか。	○ 登校時と同様、交通事情を鑑みながら、学校の実情に合わせて対応願いたい。通勤時間と通学時間をずらすことで、感染の予防及び拡大の防止を図るという観点を踏まえ、下校時間についても退勤時間とずらすようにするのが望ましい。	高	7-5

8 その他について

分類	No.	質 問 事 項	回 答	担当	旧No.
更新	8-1	○ 高等学校の特別活動等で利用する、バス移動についてはどうか	<p>○ 県内及び隣県や目的地の感染者数が少なく、地域の感染レベルが1の場合は、バス利用の際の感染予防を十分に行い、乗車定員までの乗車は可能である。</p> <p>○ 地域の感染レベル2とされた場合、乗車定員の半分を目安にするなど、行き先の感染状況も含めて、中止も検討する。</p> <p>○ 移動時間については、特に定めはないが、3密回避の観点から、適宜休憩するなどして、感染予防を徹底することが必要。</p> <p>● 参加者の健康観察を徹底して行うこと。</p> <p>● できるだけ距離をとり、マスクの着用、乗車時の手指消毒、走行中の窓の開放（5センチ程度）をする。</p> <p>● 乗車席は固定制として、感染者が出た場合の濃厚接触者が特定できるようにする。</p> <p>● 乗降の際は、手指消毒や手洗いをする。</p>	ス	8-2
更新	8-2	○ 高等学校の寄宿舎（寮）について	<p>● 感染状況レベル1では、対応が取れていれば、定員の利用を可とする。</p> <p>● 距離を十分にとり、共有する場所の消毒を行う、在室中は換気をする、マスクを着用、手指消毒がすぐにできる環境を整えること。</p> <p>● 2m以上離れて会話をするのであれば、マスクの着用なしも可とする。</p> <p>● エアコン利用時も換気を行う。</p> <p>● 入浴時や談話室等の利用時も、感染予防にゆermいがでないようにする。</p> <p>○ 生徒の健康管理を十分に行う。</p> <p>○ 体調を崩した場合は、保護者と迅速に連携がとれる体制をとること。</p> <p>○ その他寮における衣食住においても、学校長の管理・指導の下に、感染防止対策を十分に行うこと。</p>	ス	8-3

9 特別支援教育に関すること

【1. 寄宿舎について】

分類	No.	質問事項	回答	担当	旧No.
更新	9-1	● 寄宿舎を開舎するに当たってどのようなことに留意する必要があるか。	<p>● 新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準において、本県は「レベル1」と判断したこと及び新型コロナウイルス感染症（特別支援学校等における感染防止対策）に関する研修会における専門家からの助言等を踏まえ、以下のとおりとすること。</p> <p>● 寄宿舎の開舎にあたっては、以下の対応を取ることを確認した上で、定員での利用を可とする。</p> <p>① 入舎前の検温や健康観察等感染症対策を徹底すること。</p> <p>② 入舎後は、お互いの距離を十分に取る、手洗い（手指消毒）やマスク着用、共有する場所の消毒等、基本的な感染症対策を実施するとともに換気の徹底など、集団感染リスクに対応する環境の整備を行うこと。</p> <p>③ 居室内においては、近接（1m以内）して会話を行う場合のマスク着用を徹底すること（それぞれのベッドや机で離れて会話をしないのであればマスク着用は不要）。</p>	特	9-1

【2. スクールバスについて】

分類	No.	質問事項	回答	担当	旧No.
更新	9-2	○ <u>スクールバスの乗車の際に、配慮すべき事柄は具体的にどのようなものがあるか。</u>	<p>● 令和2年6月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知及び本Q & A 8-1を参照のこと。具体には、乗車前の健康観察の徹底、乗車前の手指消毒の実施、マスクの着用（可能な児童生徒について）、乗車座席位置の固定、換気の確保等を行う。</p> <p>なお、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準において、本県は「レベル1」と判断したことを受けて、現時点ではバス乗車定員までの乗車は可能である。</p>	特	9-3
	9-3	○ <u>スクールバス乗車時のルールについて、バス会社に対して県から通知等がなされるのか。</u>	○ 令和2年4月2日付けで、当課よりバス事業者宛に発出済みである。	特	9-4
修正	9-4	○ <u>スクールバスの3密を避けるため、スクールバスの運行を1コース2回行うなどの対応はできないか。</u>	<p>○ バスの増便や運行回数の増は、バス事業者の車両保有台数や乗務員確保等の状況、<u>学校の立地条件、感染拡大の状況等を総合的に勘案したいので、個別に相談いただきたい。</u></p> <p>○ なお、バス事業者に対しては、<u>長期休業期間の短縮等</u>に伴う運行日数の増により委託金額の変更協議の必要があれば申し出るよう、令和2年5月7日付けで通知している。</p>	特	9-5

新型コロナウイルス感染症予防対策について

【3. その他について】

分類	No.	質問事項	回答	担当	旧No.
更新	9-5	○ 病院閉鎖に伴って、ベッドサイドでの授業等の見通しが立たない。入院している児童生徒に対する学びの保障は、どのように考えればよいか。	● 令和2年6月5日付文部科学事務次官通知及び6月19日付文部科学省初等中等教育局長通知を参照のこと。	特	9-8
修正	9-6	○ SCやSSW, ALT, 外部専門家など外部の人間が、感染リスクの高い児童生徒のいる学校へ立ち入ることに関しての対応はどうか。	○ 関係各課と調整の上、判断をしていただくとともに、令和2年8月6日付け文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂についてに基づき、対応願いたい。	特	9-9
修正	9-7	○ 校内における会議、研修会、外部の方を招いての会議については、いわゆる3密の状態を避けて実施していくということによいか。	○ 令和2年8月6日付け文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂についてに基づき、対応願いたい。 なお、屋内における集会や行事等については、本Q&A 1-7, 1-8, 1-9を参照のこと。	特	9-10
更新	9-8	○ 現場実習については、相手側に確認しながら、いわゆる3密を避けることが可能と確認した場合は実施していくことによいか。	● 令和2年7月10日更新文部科学省「教育活動の実施に関するQ&A」④学習指導等に関すること7特別支援教育に関すること及び本Q&A 4-9, 4-10, 4-19を参照のこと。	特	9-11
修正	9-9	○ 居住地校学習、外部専門家活用事業、介護等体験、教育実習等、県全体に関わる事業の実施について、どのように対応するのか。	○ 現時点での感染の状況等により、居住地校学習は、保護者や児童生徒の希望を踏まえて間接交流を基本として実施することは可能とする。外部専門家活用事業については、6月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知を踏まえ、感染症対策を徹底した上で、各学校の実情に応じて実施することは可能とする。その他については、関係各課並びに関係機関が調整の上で実施の方向性を示すので、それに基づき各学校において対応願いたい。	特	9-12
新規	9-10	● 修学旅行等の宿泊を伴う行事を実施する場合、留意すべき事項として具体的にどのようなことがあるか。	● 令和2年6月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知及び本Q&A 1-10, 4-14, 4-15を参照のこと。 ● なお、実施の可否については、業者や研修先と連携し、移動経路を含む旅行先の感染状況等の情報収集に努め、感染防止の観点で最優先として適切に判断願う。	特	
新規	9-11	● 特別支援学校においては、食事の介助や歯磨きの介助等感染リスクの高い支援が必要となる場合があるが、どのようなことに留意する必要があるか。	● 令和2年6月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知を参照のこと。 ● なお、歯磨き介助や食事介助の際に、教員が児童生徒の感染媒介にならないよう、感染防止対策を十分に徹底すること。	特	

新型コロナウイルス感染症予防対策について

新規	9-12	<ul style="list-style-type: none"> ● 発熱の考え方や経過観察の在り方について、どのように考えればよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本Q&A 2-6, 2-7, 2-14, 2-15参照のこと。 ● なお、平熱については起床時、就寝時等に計測し、把握しておくことよ 	特	
新規	9-13	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後再び感染が拡大し、県内の感染状況により臨時休業や分散登校等を実施する必要がある場合、児童生徒の居場所としての受入については、3月から6月までと同様と考えてよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨時休業等への対応については、令和2年7月9日付け教育長通知のとおり対応していくこととする。その際、児童生徒の居場所の確保・放課後等デイサービスとの連携等については、令和2年6月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知及び令和2年5月18日付け教育長通知「学校再開へ向けた新型コロナウイルス感染症対策について」のとおり、保護者及び福祉施設等（放課後等デイサービス事業者等）と連携を図りながら、状況に応じて学校において受入れること。 	特	